

重要

日 薬 業 発 第 404 号
令 和 4 年 1 月 25 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 田 尻 泰 典

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修修了者への対応について
(お願い)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年7月、オンライン診療の適切な実施に関する指針が一部改訂され、緊急避妊に係る診療については、産婦人科医または厚生労働省が指定する研修を受講した医師が初診からオンライン診療を行うことが許容され得ると示されるとともに、受診した女性は、薬局において、研修を受けた薬剤師による調剤を受け、薬剤師の面前で内服することとされました。

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に係る体制整備については、各都道府県において産婦人科医会と連携し研修会を開催いただいておりますところ、今般、厚生労働省ホームページに掲載されている「オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧」(以下、「名簿」という。)に、実際の対応状況と乖離があるとの指摘がございました。

名簿は、緊急避妊薬を必要とする患者や処方する医師が、直ちに対応可能な薬局を確認することができるよう、研修修了者の従事する薬局の所在地や対応状況(開局時間、時間外対応の有無等)が掲載され、厚生労働省より公表されております。しかし、名簿への掲載があるにもかかわらず、緊急避妊薬を取り扱っていないケースが指摘されております。薬局・薬剤師のこうした対応は、医薬品を求める患者を大きく失望させるばかりでなく、医療関係者の信頼をも損なうものであり、今一度、薬局の体制等についてご確認をお願いしたいと存じます。

つきましては、貴会研修会の研修修了者に対し、名簿は地域における体制整備の状況を表し、緊急避妊薬を必要とする患者に対応するために公表されているという本旨を改めてご周知いただきますとともに、①緊急避妊薬の備蓄ならびに地域で必ず調剤に対応できる体制構築を確実に行うこと、②研修修了者の異動・退職などにより薬局の対応状況に変更があった場合には速やかに修了証を発行した都

重要

道府県薬剤師会に連絡し名簿の修正を行うことについて、再度のご周知をお願い申し上げます。

また、本会作成の研修会開催要領においても、研修会受講対象者は、「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤を行う予定の薬局に従事する薬剤師であること」、「受講した薬剤師の薬局は緊急避妊薬を備蓄し当該薬の処方箋応需体制を整備すること」としております。今後の研修会開催に際してはこの点を改めてご確認いただき、受講者への周知についても併せてお願い申し上げます。

業務ご多忙の折恐れ入りますが、趣旨ご賢察賜り、ご対応の程何卒宜しくお願い申し上げます。

○オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧
厚労省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器 > 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく薬局における対応について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

○参考

・オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催について（Q&Aのご案内）（令和3年10月1日付け事務連絡）

事務連絡
令和3年10月1日

都道府県薬剤師会 担当事務局 御中

日本薬剤師会
医薬・保険課

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催について
(Q&Aのご案内)

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催については、地域の体制整備のため、複数回の開催をお願い申し上げてきたところです。

今般、引き続きの開催をお願いするにあたり、各都道府県薬剤師会での同研修会開催に際して頂戴いたしましたご質問についてQ&Aを作成いたしました。

また、これまでご案内した各種資料等について別紙のとおり整理いたしましたのでご参照ください。

業務ご多忙の折誠に恐れ入りますが、貴会担当役員と共有いただき、研修会の開催及び円滑な運営について特段のご配慮をいただけますよう、お願い申し上げます。

<別添>

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催等に係るQ&A
(令和3年10月・日本薬剤師会事務局作成)

<別紙>

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催等に関する資料等
一覧

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催等に係るQ & A
令和3年10月
日本薬剤師会

●研修会の開催について

Q 1. 研修会の開催はどの程度で必要か。

A 1. 都道府県薬剤師会におかれては、年に1回以上の開催をお願いしたい。

Q 2. Webでの開催は可能か。

A 2. 開催都道府県薬剤師会において、受講者の受講確認ができる方法で行うことで可能とする（令和2年8月19日付け日薬業発247号および同日付事務連絡にて既報）。

Q 3. 産婦人科医の人选はどのように行うとよいか。

A 3. 令和元年12月に日本産婦人科医会が都道府県産婦人科医向けの研修会を開催している。同研修会に参加された産婦人科医を招聘することが想定されるが、県産婦人科医会と調整の上、決定されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、研修会の企画が困難であるという声も寄せられていることから、DVDの映像教材を用いることも可能としている（令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 医薬品・医療機器レギュラトリーサイエンス政策研究事業にて作成。令和3年6月11日付け日薬業発第80号にて既報）。その場合においても質疑対応等が発生することから、都道府県医師会および産婦人科医会との十分な連携をお願いしたい。

Q 4. 標準プログラムに記載された項目以外に追加は可能か。

A 4. 性暴力救援センター（性被害・性暴力被害者のためのワンストップセンター）を招聘する等の取組を行っている都道府県薬剤師会もあり、積極的に検討されたい。なお、その場合には、標準プログラムを網羅した上での追加であることが前提となる。

●研修会受講者・修了者・修了者名簿について

Q 5. 研修修了者は、その後も毎年受講（更新等）が必要か。

A 5. 都道府県会長協議会や本会総会等でもお示しのとおり、更新が必要な研修会とはされていない。地域の体制整備のため、より多くの薬剤師が受講できるような機会を設けていただくようお願いしたいほか、研修後も、継続的な自己研鑽

に努められたい。

Q 6. 修了者である薬剤師から休職等の報告があった際の対応は。

A 6. 厚生労働省が公表している名簿については、休職中等で実際に対応ができない薬剤師は掲載しないこととしているため、休職等する場合には、その旨を記載した変更届を厚生労働省に提出いただくよう運用されたい。復職等する場合においても、再度研修を受講する必要はないため、変更届に復職先の薬局等の情報を記載いただき、提出されるよう運用されたい。

Q 7. 他の都道府県に異動した場合でも、研修修了証は有効か。異動先の都道府県薬剤師会で再度受講する必要があるか。

A 7. 受講した都道府県に関わらず研修修了証は有効となるが、薬剤師は、異動した旨を修了証発行都道府県薬剤師会に報告し、厚生労働省より公表されている名簿と実態に齟齬のないように留意されたい。

Q 8. 他都道府県の薬局に勤務する薬剤師の受講は可能か。

A 8. 受講者を受け入れるかは、開催する都道府県薬剤師会の判断によるものであるが、当該薬剤師が異動後も、修了証を発行した都道府県薬剤師会が修了者名簿の管理を行うこととなる点に留意されたい。

(例：A県薬剤師会が、B県に在住する薬剤師に修了証を発行し、同薬剤師がC県やD県に異動した場合にも、当該薬剤師はこれら異動の情報をA県薬剤師会に報告することとなり、A県薬剤師会はこの情報を管理・名簿更新を行い、厚生労働省に報告することとなる。)

Q 9. 研修会を2回目以上開催した場合、厚生労働省に提出する名簿は過去開催分とあわせて全修了者分を提出するのか。それとも2回目開催時の修了者を追加で提出するのか。

A 9. 全体を再度提出する必要はなく、追加提出のみで可能。

●その他制度等について

Q10. 本研修会を修了していない薬剤師は、緊急避妊薬の調剤はできないのか。

A10. 本研修会は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に定められた、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤についての研修会である。オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤については本研修会受講の必要があるが、従来の院外処方等については、特段の規定はない。

(別紙)

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会の開催等に関する
資材等一覧

web 開催に関して：

令和2年8月19日付け日薬業発第247号、同日付事務連絡

研修会資料について：

令和3年6月11日付け日薬業発第80号 ※最新資料

令和3年7月5日付け日薬業発第115号 DVDのご案内

令和3年8月24日付け日薬業発第166号 産婦人科医会資料（ハンドアウト）

事前報告、事後報告について：

令和3年6月11日付け日薬業発第80号のエクセル様式をご利用の上、
医薬・保険課（iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp）までお知らせください。

名簿報告先について：

令和2年4月3日付け日薬業発第7号 厚労省に報告をお願いいたします。

名簿修正先について：

上記令和2年4月3日付け日薬業発第7号のほか、以下にも掲載がございます。
薬局→都道府県薬剤師会様→厚労省に提出をお願いしています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

また、様式などについては本会 HP にも掲載がございます。

<https://www.nichiyaku.or.jp/pharmacy-info/online/index.html>